〇右

○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………

(会計管理課) … 二

同 政 同

: =

課

: =

:

公

告

○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………

保高

険 福

課祉

:

告

示

目

次

正

誤

会警

計率

課部

: 四

告

示

県中

民南地

局域

: ≡

台右

県上

民^北

局域

:

 \equiv

同.....

県三

民地

局域

:

 \equiv

県中

民地

局域

: =

出

先機関

〇右

第三百八十五号

令和 (金曜日)

より公示する。 令和三年十一月十二日

生活介護 日台 本 所 生活介護 名 本 所 左活介護 名 本 所 大三 五四のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
おりし春 大田 本 大田 本 大田 大田 大田 大田
四日十二十二

青森県知事

三

村

申

吾

青森県告示第七百五十五号

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、 同法第百十五条の十第一号 次

青森県知事
三
村
申
吾

ボリーケア アリーケア	氏名 称 又 名は	事指定介護	
八 工 番町二 の 二十 の 二十	所在地又は住所	学 者	
生短介 活期予 護所 防	の 種 り で う り で う り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り		
日台 リー春	名称	行護予防!	
九三 丁目一五四の八 三沢市春日台三	所 在 地	事 業 所サービス事業を	
三令 二 一 八	年指 月 日定		

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

青森県告示第七百五十四号

の規定により公示する。 令和三年十一月十二日

青森県告示第七百五十六号

ので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

令和三年十一月十二日

青森県知事 三 村 申

吾

3

保安林予定森林の所在場所

·和田市大字洞内字梅山一の四〇

保安林指定の目的

指定施業要件

一 立木の伐採の三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

青

受所に構え置いて従汽に共する。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百五十七号

ので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

令和三年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡七戸町字野左掛山一の一、

一の六

一 保安林指定の目的

公

告

三 指定施業要件

水源の涵養

- □ 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町次のとおりとする。

役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百五十八号

おいて準用する同条第二項の規定により告示する。あったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項に次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更が

令和三年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	区		
後	変更前	分	
町四の二八	住		
	所		
業協同組合	名		
合	称		
廃止	目一一の三五むつ市横迎町一丁	売りさばき場所	
三令和 三二〇: 三元		年変 月 日更	

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

る 建設業者の許可を取り消したので、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

令和三年十一月十二日

青森県知事

三

村

申

吾

代表者の氏名 舘田祐介

商号又は名称

株式会社TSE

 \equiv 主たる営業所の所在地 弘前市大字萱町一五の一

許可番号 青森県知事許可(般―二九) 第二〇〇三八五号

几

Ŧī. 取消年月日 令和三年九月二十八日

取消しに係る建設業の許可

六

水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

ŋ 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和三年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

令和三年十一月十二日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

商号又は名称 南部木材株式会社

代表者の氏名 工藤義隆

 \equiv 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字海岸一八の五

許可番号 青森県知事許可(特—二八)第三〇〇二四六号

取消年月日 令和三年十月十四日

Ŧi. 四

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

る

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

令和三年十一月十二日

商号又は名称 有限会社みらい

 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ 代表者の氏名 田中伴子

 \equiv 主たる営業所の所在地 十和田市元町西二丁目一二の四三

四 許可番号 青森県知事許可 (般—二) 第一七五二〇号

Ŧī. 取消年月日 令和三年十月十四日

六

取消しに係る建設業の許可

工事業、 土木工事業、 しゆんせつ工事業、 建築工事業、 水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許 とび・土工工事業、 石工事業、 鋼構造物工事業、

七 取消しの原因となった事実

可

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和三年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。 日沼地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法 (昭和

令和三年十一月十二日

中南地域県民局長

前

多

正

博

上後ろか「宮城県仙台市青葉区花京院」		発 行 番 号 区分 ページ 段 行 誤 正	警察本部	工事完了年月日	湛水防除事業	県営土地改良事業の名称
目七の三東京都千代田区丸の内二丁	電機株式会社	正	察本			

令和二年三月十六日

誤

青森市長島一丁目一番一号 青森市第二問屋町三丁目一番七七号(発行所・発行人) (印刷所・販売人)

社 定価 小口一枚二付十五円 毎週月・水・金曜日発行